


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例					
	について	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則				
	部課機関					
<p>1 要旨</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率等について、市町村が条例で規定することとなったことから、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付利率について、保証人がいる場合は0%、いない場合は1.0%とする。 ② 償還方法に月賦償還を追加する。(従前は年賦、半年賦のみ) ③ その他所要について改正する。 <p>2 施行日</p> <p>公布の日から施行し、平成31年4月1日からの適用とする。</p> <p>3 影響及び効果</p> <p>条例改正により、低い利率での貸付が可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資することができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、令和元年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。